

第3章 一般施工

第1節 適用

3-1-1 一般事項

- 1 本章は、各工事において共通的に使用する工種として仮設工、管布設土工、路面復旧工事、アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、その他の舗装工、区画線工、地盤改良工、その他これらに類する工種について適用するものとする。
- 2 本章に特に定めのない事項については、土木仕様書第1編第2章材料及び第1編第5章無筋・鉄筋コンクリートの規定によるものとする。

第2節 適用すべき諸基準

3-2-1 指針及び基準類

受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によらなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員に確認をもとめなければならない。

日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅰ共通編）	（平成29年11月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅱ鋼橋・鋼部材編）	（平成29年11月）
日本道路協会 道路橋示方書・同解説（Ⅳ下部構造編）	（平成29年11月）
日本道路協会 鋼道路橋施工便覧	（平成27年3月）
日本道路協会 鋼道路橋防食便覧	（平成26年3月）
日本道路協会 舗装調査・試験法便覧	（平成31年3月）
日本道路協会 アスファルト舗装工事共通仕様書解説	（平成4年12月）
日本道路協会 転圧コンクリート舗装技術指針（案）	（平成2年11月）
建設省 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針	（昭和49年7月）
建設省 薬液注入工事に係る施工管理等について	（平成2年9月）
日本グラウト協会 薬液注入工法の設計・施工指針	（平成元年6月）
国土交通省 仮締切堤設置基準（案）	（平成26年12月）
環境庁 水質汚濁に係わる環境基準	（平成31年3月）
日本道路協会 防護柵の設置基準・同解説	（平成28年12月）
日本道路協会 杭基礎施工便覧	（令和2年9月）
全国特定法面保護協会 のり枠工の設計施工指針	（平成25年10月）
地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説	（平成24年5月）
日本道路協会 道路土工—軟弱地盤対策工指針	（平成24年8月）

日本道路協会 道路土工要綱	(平成21年6月)
日本道路協会 道路土一盛土工指針	(平成22年4月)
日本道路協会 道路土工一切土・斜面安定工指針	(平成21年6月)
日本道路協会 道路土工一擁壁工指針	(平成24年7月)
日本道路協会 道路土工一カルバート工指針	(平成22年3月)
日本道路協会 道路土工一仮設構造物工指針	(平成11年3月)
日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧	(平成24年4月)
日本道路協会 舗装再生便覧	(平成22年11月)
日本道路協会 舗装施工便覧	(平成18年2月)
日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧	(平成9年12月)
建設省 トンネル工事における可燃性ガス対策について	(昭和53年7月)
建設業労働災害防止協会 ずい道等工事における換気技術指針 (喚起技術の設計及び粉じん等の測定)	(平成24年3月)
建設省 道路付属物の基礎について	(昭和50年7月)
日本道路協会 道路標識設置基準・同解説改定版	(令和元年10月)
日本道路協会 視線誘導標設置基準・同解説	(昭和59年10月)
建設省 土木構造物設計マニュアル(案)〔土木構造物・橋梁編〕	(平成11年11月)
建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の 手引き(案)〔ボックスカルバート・擁壁編〕	(平成11年11月)
国土交通省 建設副産物適正処理推進要綱	(平成14年5月)
厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関する ガイドライン	(平成29年6月)
国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)〔樋門編〕	(平成13年12月)
国土交通省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計 ・施工の手引き(案)	(平成13年12月)
国土交通省 道路土工構造物技術基準	(平成27年3月)
労働省 騒音障害防止のためのガイドライン	(平成4年10月)
厚生労働省 手すり先行工法に関するガイドライン	(平成21年4月)
厚生労働省 土止め先行工法に関するガイドライン	(平成15年12月)
土木学会 コンクリート標準示方書(規準編)	(平成30年10月)

第 3 節 仮設工

3-3-1 一般事項

- 1 受注者は、仮設工については、設計図書の定めまたは監督職員の指示がある場合を除き、受注者の責任において施工しなければならない。
- 2 受注者は、現場状況及び仮設物の種類に応じた材料を使用しなければならない。
- 3 受注者は、仮設の構造、工法について、あらかじめ監督職員に仮設物の図面、計算書等を提出しなければならない。
ただし、軽易な工事であって監督職員の承諾を得た場合、この提出を省略できる。
- 4 受注者は、施工中の各段階に作用する応力に耐え得る仮設物を施工し、特に接続部、交差部、支承部等が弱点とならないように施工しなければならない。
- 5 受注者は、施工計画書で計画した機能が発揮できるように仮設物を常時点検するとともに、不備な点を発見した場合は、すみやかに修理及び補強を行わなければならない。
- 6 受注者は、設計図書の定めまたは監督職員の指示がある場合を除き、工事完了後、仮設物を完全に撤去し、原形に復旧しなければならない。

ただし、原形復旧が困難な場合等は、監督職員と協議しなければならない。

※（杭、鋼矢板等の残置について）

受注者は、埋戻しに際して、杭、鋼矢板等については撤去することを原則とし、これらを撤去することが不適切または不可能な場合においては、当該杭、鋼矢板等の上端は、打設場所の当該管理者により指示されまたは協議により決定された位置で切断撤去を行わなければならない。

また、埋戻しに先立って路面覆工の受け杭などを切断処理する場合には、その処理方法を関係管理者と協議の上施工しなければならない。

なお、残置物については、その記録を整備し、関係管理者に提出しなければならない。

3-3-2 工事用道路工

工事用道路工については、土木仕様書第3-10-2の規定によるものとする。

3-3-3 仮橋・仮栈橋工

仮橋・仮栈橋工については、土木仕様書第3-10-3の規定によるものとする。

3-3-4 路面覆工

路面覆工については、土木仕様書第3-10-4の規定によるものとする。

3-3-5
土留・仮締切工

土留・仮締切工については、土木仕様書第3-10-5の規定によるものとする。

3-3-6
水替工

水替工については、土木仕様書第3-10-7の規定によるものとする。

3-3-7
防護施設・仮囲い

- 1 受注者は、防護施設の設置位置及び構造の選定にあたっては、発破等に伴う飛散物の周辺への影響がないように留意しなければならない。
- 2 受注者は、仮囲い、立入防止柵等の設置にあたっては、交通に支障を来す場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を講じなければならない。
- 3 受注者は、歩行者及び車両を安全に誘導するため、仮囲い、柵等を設置した区域への車両の出入り口標識を設置するとともに、交通誘導員を配置しなければならない。

また、必要な場合は通行者の視界を妨げない金網等の構造とする。

3-3-8
土留工

- 1 受注者は、土留工を施工するにあたり、周囲の状況を考慮し、掘削深さ、土質、地下水位、作用する土圧、載荷重を十分検討し、本体工事の品質、出来形等の確保に支障のないように施工しなければならない。
- 2 受注者は、土留工の施工にあたり、交通の状況、埋設物及び架空線の位置、周囲の環境及び施工期間等を考慮するとともに、第三者に騒音、振動、交通障害等の危険や迷惑を及ぼさないよう、工法及び作業時間を定めなければならない。
- 3 受注者は、土留工に先行し、溝掘り及び探針を行ない、埋設物の有無を確認しなければならない。
- 4 受注者は、土留工に使用する材料について、割れ、腐食、断面欠損、曲り等構造耐力上欠陥のないものを使用しなければならない。
- 5 受注者は、工事の進捗に伴う腹起し・切梁の取付け、取外し時期については、施工計画において十分検討し施工しなければならない。
- 6 受注者は、工事を安全に行なえるように作業中は常に点検し、異常のある時は、すみやかに対策を講じなければならない。
- 7 受注者は、仮設物の不完全または管理不良のために事故が発生した場合は、一切の責任を負わなければならない。
- 8 受注者は、仮設構造物の特に接続部、交差部及び支承部について、弱点とならないよう入念に施工しなければならない。
- 9 受注者は、土留工に関する事前調査を次の各事項について行なわなければならない。
 - (1) 表層から掘削底面及びそれ以下にいたる土質
 - (2) 地下水位及び湧水量

- (3) 排水計画に必要な調査
- (4) 地下埋設物の種類、位置、構造、老朽度
- (5) 周辺構造物の種類、位置、構造、老朽度
- (6) 道路の交通事情（沿道の車の出入、通過交通量とその種類）
- (7) 騒音、振動の環境調査
- (8) 土留材の保安点検、その他

10 受注者は、土留工の施工管理を施工中、次の各事項について調査点検しなければならない。

- (1) 土圧及び水圧
- (2) くい、矢板、支持材等の変形
- (3) 周辺地盤の変形
- (4) 地下埋設物、周辺構造物の変形
- (5) 横矢板工の背面の地盤
- (6) 掘削底面における土の状況
- (7) 湧水あるいは矢板継手等からの漏水
- (8) 土留材の保安点検、その他

11 受注者は、工事用仮設物は、指定及び任意を問わず安全管理計画の定めに従い点検し、その機能の保全に努めなければならない。

3-3-9 矢板工

- 1 矢板とは、鋼矢板、アルミ矢板、軽量鋼矢板、コンクリート系矢板をいうものとする。
- 2 鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。
なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。
- 3 受注者は、打込み方法、使用機械等については設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、打込み地点の土質条件、立地条件、矢板の種類等に応じたものを選ばなければならない。
- 4 受注者は、矢板の打込みにあたり、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止し、また隣接矢板が共下りしないように施工しなければならない。
- 5 受注者は、設計図書に示された深度に達する前に矢板が打込み不能となった場合は、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
- 6 受注者は、控索材の取付けにあたり、各控索材が一様に働くように締付けを行わなければならない。
- 7 受注者は、ウォータージェットを用いて矢板を施工する場合は、最後の打ち止めを併用機械で貫入させ、落ち着かせなければならない。
- 8 受注者は、矢板の引抜き跡の空洞を砂等で充填するなどして地盤沈下等を生じないようにしなければならない。空隙による地盤沈下の影響が大きいと

判断される場合は、監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。

- 9 受注者は、鋼矢板の運搬、保管にあたり変形を生じないようにしなければならない。
- 10 受注者は、腹起しの施工にあたり、矢板と十分に密着するようにし、隙間が生じた場合にはパッキング材を用いて土圧を均等に受けるようにしなければならない。
- 11 受注者は、腹起しの施工にあたり、受け金物、吊りワイヤ等によって支持するものとし、振動その他により落下することのないようにしなければならない。
- 12 受注者は、鋼矢板防食を行なうにあたり、現地状況に適合した防食を行なわなければならない。
- 13 受注者は、鋼矢板防食を行なうにあたり、部材の運搬、保管、打込み時などに、部材を傷つけないようにしなければならない。
- 14 受注者は、控え版の施工にあたり、外力による転倒、滑動及び沈下によって控索材に曲げが生じぬように施工しなければならない。
- 15 受注者は、控え版の据え付けにあたり、矢板側の控索材取付け孔と控え版側の取付け孔の位置が、上下及び左右とも正しくなるように調整しなければならない。

3-3-10

鋼矢板工

- 1 鋼矢板の運搬、保管は変形を生じないように取り扱いに注意しなければならない。
- 2 導ぐい導材の設置は、入念に施工し、矢板打ち込み時の矢板のねじれや断面方向の傾斜を極力防止するようにしなければならない。
- 3 矢板の打ち込みについては、継手部の損傷又は離脱等が生じないよう十分注意して施工しなければならない。
- 4 矢板の溶接は、土木仕様書3-4-4（既製杭工）に準拠しなければならない。
- 5 異形矢板の製作は、当該工事の矢板と同等の材質、強度を有するものを使用し、現場に合わせて製作しなければならない。
- 6 異形矢板は、一度にその全長を打ち込み並列に使用してはならない。

3-3-11

アルミ矢板工・ 軽量鋼矢板工

受注者は、アルミ矢板土留及び軽量鋼矢板土留の施工にあたり、次の各規定によらなければならない。

- (1) 矢板及び支保工は、掘削深が自立可能な概ね1.0mに達した段階で設置し、その後は順次掘削の進捗に先行して矢板を押し込み、土砂の崩壊や周辺の構造物に影響を与えないように段階的に所定の深さまで掘削を行い、矢板先端を掘削底面下20cm以上貫入させなければならない。
- (2) バックホウの打撃による建込み作業は行なってはならない。
- (3) 矢板と地山の間隙は、砂詰め等により裏込めを行なわなければならない。

い。

- (4) 建込の法線が不揃いとなった場合は、一旦引抜いて再度建込むものとする。
- (5) 矢板を引抜くときは、埋戻しが完了した高さごとに段階的に引抜くこと。
- (6) 矢板の引抜き跡については、沈下など地盤の変状を生じないように空洞を砂等で充填し、再度入念に締め固めを行なうこと。
- (7) 矢板及び支保工は自立可能な概ね1.0mに埋戻しが完了するまでは撤去してはならない。
- (8) 矢板の設置は全面を原則とする。

3-3-12 コンクリート系 矢板工

受注者は、コンクリート系矢板工の施工にあたり、次の各規定によらなければならない。

- (1) 矢板の運搬は、2点以上で支えなければならない。
- (2) 矢板の保管に際しては、常に水平に置くものとし、3段以上積重ねてはならない。
- (3) 矢板の打込みを行なう場合の落錘重量は、原則として矢板の重量以上とし、錘の落下高は2mを標準とする。また、ウォータージェットによる場合は、最後の打ち止まりを落錘等で落ち着かせなければならない。

3-3-13 建込み簡易土留工

受注者は、建込み簡易土留の施工にあたり、次の各規定によらなければならない。

- (1) 建込み簡易土留材は先掘りしながら所定の深さに設置しなければならない。
- (2) 土留め背面に間隙が生じないように切梁による調整、または砂詰め等の処置をしながら、建込みを行なわなければならない。
- (3) バックホウの打撃による建込み作業は行なってはならない。
- (4) 土留材を使用する際、掘削深さ及び土圧等を十分考慮し、これらに適した機種選定を行ない、施工計画書に記載しなければならない。
- (5) 建込み時バックホウにより約1.0m余掘りした溝内にスライドレール及びパネルを組立て、掘削と並行して圧入しなければならない。
- (6) サポートが水平より±5度の傾斜を超えないようバランスに注意しながらスライドレールを圧入しなければならない。
- (7) 地下埋設物等の支障物のためパネルスパン間に空間が生じる場合、土圧等に十分耐えうる土留材により、パネル建込みと並行して土留めを行ない、土砂の崩壊を防止しなければならない。
- (8) パネルの1セットは9mとして現場搬入するものとし、転用しながら施工することを原則とする。
- (9) 建込みは現道上及び周辺に構造物がある場合は地表より0.5mの先掘

りとし、それ以外は1.0mの先掘りをしたのち建込みを開始し、掘削しながら施工基面まで建込まなければならない。

- (10) 建込み簡易土留の機材の吊込み等にバックホウを使用してよいが、労働安全衛生規則第164条（主たる用途以外の使用の制限）を厳守しなければならない。
- (11) 建込み簡易土留の機材の引抜きは、トラッククレーン等で施工しなければならない。
- (12) 機材の引抜きは締固め厚さ毎に引抜き、パネル部分の埋戻しと締固めを十分に行ない、監督職員による検査または写真確認ができるよう管理しなければならない。
- (13) バックホウの建込み作業、またはクレーンによる引抜き作業中は運転者と作業員の連係をよくするため、合図者を置かななければならない。

3-3-14 ライナープレート 土留工

受注者は、ライナープレート土留工の施工にあたり、次の各規定によらなければならない。

- (1) 土留材に使用するライナープレート・補強材等については小判型又は円型を標準とし、新品で十分安全なものを使用しなければならない。
なお、残置等については、設計図書によるものとする。
- (2) 立抗等の施工にあたっては、施工場所の土質、地下埋設物等を十分調査すると共に、換気、照明、防護施設（落下防止）等の必要な処置を講じなければならない。
- (3) ライナープレートは、JIS G 3101の1種、補強材はJIS G 3101の2種に適合したものを使用すること。
また、組立金具は、JIS B 1181（六角ボルト）JIS B 1181（六角ナット）に適合したもの、もしくは同等以上のものを使用すること。
- (4) 初期の掘削は、土質に応じて1リングごとに行ない、地山の崩壊を防止するためすみやかにライナープレートを設置しなければならない。
なお、1リング組立完了後、設置状況（変形・水平度・鉛直度等）の確認を行ない、ライナープレートを固定しなければならない。
また、ライナープレートの継手位置は、一断面に集中しないようにリング相互を千鳥状に組立てなければならない。
- (5) ライナープレートと地山の空隙は、できる限り少なくするようにし、生じた空隙については、施工日毎に裏込め注入をし、ライナープレートが動かないように固定しなければならない。
- (6) 小判型ライナープレートは、支保材を正規の位置に取り付けるまで、直線部に仮梁を設置して補強しなければならない。

3-3-15
H鋼杭、鋼矢板の
打込み引抜き

受注者は、H鋼杭、鋼矢板の打込み引抜きの施工にあたり、次の各規定によらなければならない。

- (1) H鋼杭、鋼矢板等の打込みにおいて、打込み方法及び使用機械については打込み地点の土質条件、施工条件及び周辺環境に応じたものを用いなければならない。
- (2) H鋼杭、鋼矢板の打込みにおいて、埋設物等に損傷を与えないよう施工しなければならない。
なお、鋼矢板の打込みについては、導材を設置するなどして、ぶれ、よじれ、倒れを防止するものとし、また隣接の鋼矢板が共下がりしないように施工しなければならない。
- (3) 鋼矢板の引抜きにおいて、隣接の鋼矢板が共上がりしないように施工しなければならない。
- (4) ウォータージェットを併用してH鋼杭、鋼矢板等を施工する場合には最後の打上がりを落錘等で貫入させ落ち着かせなければならない。
- (5) H鋼杭、鋼矢板等の引抜き跡については、沈下など地盤の変状を生じないよう空洞を砂等で充填しなければならない。
- (6) 屈折箇所の鋼矢板はコーナー用に加工した鋼矢板を使用しなければならない。
- (7) 打込み中、鋼矢板を破損した場合または打込み傾斜の著しい場合、監督職員に報告し、適切な処置を講じなければならない。
- (8) ウォータージェットを併用して鋼矢板を打込む場合、布掘り等を行ない、適切な排水処理を講じなければならない。

3-3-16
親杭横矢板工

受注者は、親杭横矢板工の施工にあたり、次の各規定によらなければならない。

- (1) 親杭はH鋼杭を標準とし、打込み及び引抜きの施工については、3-3-15土留工の鋼矢板、H鋼杭土留の規定によらなければならない。
- (2) 横矢板の施工にあたり、掘削と並行してはめ込み、横矢板と掘削土壁との間に隙間のないようにしなければならない。
また、隙間が生じた場合は、裏込め、くさび等で完全に充填し、横矢板を固定しなければならない。
- (3) 横矢板の板厚の最少厚は3.0cm以上とし、作用する外力に応じて、適切な板厚を定めなければならない。
- (4) 横矢板は、その両端を十分親杭のフランジに掛け合わせなければならない。
- (5) 工事中に横矢板からの土砂漏れをなくし、かつ漏水を最小限に押さえて、横矢板背面に置ける土砂の緩み及び移動を防がなければならない。
- (6) 横矢板の撤去または未撤去にあたり、埋設物に支障を与えないよう必要な措置を講じて慎重に取り扱わなければならない。

**3-3-17
土留支保工**

受注者は、土留支保工の施工にあたり、次の各規定によらなければならない。

- (1) 土留支保工は、掘削の進行に伴い設置しなければならない。
- (2) 土留支保工は、土圧に十分耐えうるものを使用し、施工中に緩みが生じて落下することのないよう施工しなければならない。
- (3) 土留支保工の取付けにあたっては各部材が一体として働くように締付けを行わなければならない。
- (4) 土留支保工の撤去盛替えは、土留支保工以下の埋戻し土が十分締固められた段階で行ない、矢板、杭に無理な応力や移動を生じないようにしなければならない。
- (5) 切梁には必要に応じジャッキを使用して、土留背面の土砂の移動を防止し、併せて地下埋設物及び周辺構造物に影響を与えることのないようにしなければならない。
- (6) 鋼矢板の場合は必要に応じ、切梁設置前には油圧ジャッキを使用して設計土圧と同程度プレロードをかけなければならない。
- (7) 杭、鋼矢板と腹起しとの間隙には、次の掘削にかかる前に、間隙の全面にわたって、くさび、またはコンクリートを充填し、矢板の移動を防止しなければならない。

**3-3-18
薬液注入工法**

受注者は、薬液注入工法にあたっては、薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（建設省官技発第160号昭和49年7月10日）、薬液投入工法の管理について（建設省官房長発第157号昭和52年4月21日）、薬液注入工事に係わる施工管理等について（建設省技室発第188号平成2年9月18日）により施工しなければならない。

**3-3-19
地下水位低下工**

地下水位低下工については、土木仕様書第3-10-8の規定によるものとする。

**3-3-20
仮水路工**

仮水路工については、土木仕様書第3-10-11の規定によるものとする。

**3-3-21
残土受入れ施設工**

残土受入れ施設工については、土木仕様書第3-10-12の規定によるものとする。

**3-3-22
作業ヤード整備工**

作業ヤード整備工については、土木仕様書第3-10-13の規定によるものとする。

**3-3-23
電力設備工**

電力設備工については、土木仕様書第3-10-14の規定によるものとする。

3-3-24
コンクリート
製造設備工

コンクリート製造設備工については、土木仕様書第3-10-15の規定によるものとする。

3-3-25
橋梁足場等設備工

- 1 受注者は、足場設備、防護設備及び登り栈橋の設置に際して、自重、積載荷重、風荷重、水平荷重を考慮して、転倒あるいは落下が生じない構造としなければならない。また、設計図書において特に定めのない場合は、河川及び道路等の管理条件を踏まえ本体工事の品質及び性能等の確保に支障のない形式等によって施工しなければならない。
- 2 受注者は、高所等へ足場を設置する場合には、作業員の墜落及び吊荷の落下等が起こらないよう関連法令に基づき、手摺などの防護工を行わなければならない。
- 3 受注者は、歩道あるいは供用道路上等に足場設備工を設置する場合には、必要に応じて交通の障害とならないよう、板張防護、シート張り防護などを行わなければならない。
- 4 受注者は、シート張り防護の施工にあたり、ボルトや鉄筋などの突起物によるシートの破れ等に留意しなければならない。
- 5 工事用エレベーターの設置に際して、受注者は、その最大積載荷重について検討の上設備を設置し、設定した最大積載荷重については作業員に周知させなければならない。

3-3-26
共同溝仮設備工

受注者は、仮階段工の施工にあたり関連基準等に基づき、本体工事の施工に支障のないようにしなければならない。

3-3-27
防塵対策工

- 1 受注者は、工事車輛が車輪に泥土、土砂を付着したまま工事区域から外部に出る恐れがある場合には、タイヤ洗浄装置及びこれに類する装置の設置、その対策について監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。
- 2 受注者は、工事用機械及び車輛の走行によって砂塵の被害を第三者に及ぼすおそれがある場合には、散水あるいは路面清掃について、監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。

3-3-28
汚濁防止工

- 1 受注者は、汚濁防止フェンスを施工する場合は、設置及び撤去時期、施工方法及び順序について、工事着手前に検討し施工しなければならない。
- 2 受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。
- 3 受注者は、工事により発生する濁水に関係法令等に従って、濁りの除去等の処理を行なった後、放流しなければならない。

3-3-29
法面吹付工

法面吹付工の施工については、土木仕様書第1編3-3-6吹付工の規定による。

3-3-30
足場工

受注者は、足場工の施工にあたり、枠組み足場を設置する場合は「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、手すり先行工法を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。

第 4 節 一般舗装工

3-4-1
一般舗装工

一般舗装工については、土木仕様書第3章第4節の規定によるものとする。

第 5 節 区画線工

3-5-1
区画線工

区画線工については、土木仕様書によるほか区画線設置仕様書の規定によるものとする。

第 6 節 地盤改良工

3-6-1
地盤改良工

路盤改良工については、土木仕様書第3章第7節の規定によるものとする。